

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 直
発言の会議	令和6年 2月27日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、一問一答
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 難聴への支援について

- (1) 高齢になっても生活の質を落とさずに、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、地域コミュニティーへの寄与、健康寿命の延伸にもつながり、医療費の抑制効果も期待できる難聴者の聞こえの支援策は、「誰も一人にさせないまち」のための具体的な施策と言えるのではないか。
- (2) 大規模な災害が起きた際に、被災者は正確な情報を何よりも必要とする。災害対応の視点から、補聴器助成制度の創設について検討してはいかがか。

2 子どもの教育を受ける権利を保障する取組について

- (1) 「学校給食はとりわけ子どもの成長発達に直結するものであり、自治体や家庭によってその『食の権利』の保障に格差が生じてはならない」という考えや、地域住民も地場産業も学校給食を通じて活性化していくことから、学校給食に係る費用負担は国が責任を持って行うべきではないか。
- (2) 子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、学校給食の

無償化に向けて、まずは第2子以降の無償化や、半額または3分の2補助から始めるなどの保護者負担軽減策を検討してみたいかがか。市長と教育長に伺う。

- (3) 公園水泳プールの廃止に伴って、これまで使用してきた小学校の水泳授業はどのように確保されているのか。また、水泳授業数の減少など教育環境へのマイナスは生じないのか、教育長に伺う。
- (4) これまでFM戦略プランの全体的観点から公園水泳プールの廃止について、市長部局建設部と教育委員会の間でどのような調整を行ってきたのか、市長に伺う。

3 小学校の統廃合について

- (1) 教育長は昨年6月定例議会で、横須賀市立小中学校適正配置審議会が設けられたことで、地域別協議会は合意形成を図るものではない旨の答弁をされたが、「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改訂版」では、「地域における合意形成を図りながら進めていきます」とされている。「合意形成を図るものではない」となった経緯を教育長に伺う。
- (2) 令和4年6月定例議会において市長は「学校の有無にかかわらず、地域住民のつながりにより地域の再生に取り組むこと」は市長自身の使命だと答弁されているが、地域の方はまさに小学校がなくなることで地域が廃れてしまうと危惧されている。田浦小学校・走水小学校が廃止となった場合の具体的な地域再生の方策を市長に伺う。
- (3) 地域別協議会では、「子どもたちだけで路線バスを利用するのは心配」、「通学に係る安全の整備は具体的に示していただきたい」、「学校に通うために家庭が費用の負担をしなくてもよいようにしてほしい」、「学校が遠いことが不登校の一因になってしまうのではないか」という意見が出た。スクールバス運行についてはどのような検討をしているのか。教育長に伺う。
- (4) 児童が徒歩で通学する際の豊かさの享受と、バスで通学せざるを得ない場合の「回復困難な損害」についてどのようにお考

えか。教育長に伺う。

- (5) 地域別協議会や住民説明会では、跡地利用として、避難所や、スポーツ、健民運動会のためのグラウンド、集会室など、多世代の住民が利用できる施設を希望する意見が多く出ている。市長は施政方針で、「跡地についても、地域の皆様の声を伺いながら、地域にふさわしい活用を検討してまいります」と述べているが、いつ頃から、どのような形で意見を伺う予定なのか。
- (6) 能登半島地震では、道路が分断され、集落が孤立したために、公民館のような小規模な施設が点在していることが改めて評価された。学校施設もグラウンドや校舎が避難所として指定されており、子どもが一日の大半を過ごす学校が、家の近くにあっ
てほしいという思いは、震災を経て、より強まっている。災害に備えるという点からも、小学校統合の見直しを検討してはいかがか。市長に伺う。

4 公立保育園の役割と在り方について

- (1) 日本共産党市議団は、施設数は現状のまま保育施設の建て替えを進めることが、安心して子育てできる地域づくりにつながると提案してきた。統廃合の下で新たに大型の保育施設を造ることで果たして時代に沿った保育ニーズに応えられるのか。民営化による影響をどのような議論を踏まえて考慮したのか。
- (2) 保育の質の向上と子どもの安全な環境を整備する役割が求められる中で重要なのは、専門的知見を持つ保育士の増員と資質・能力を高める取組であると考え、市長の御認識を伺う。
- (3) 公立保育園の民営化は、保育サービスの質の向上や保育士の安定確保につながるのか。本来の公立保育園の役割をどのようにお考えなのか、改めて伺う。

5 市立病院の今後について

- (1) 少子化対策が必要とされる現状で、市民病院の産科と小児科の診療体制の縮小を進めた場合の影響について、市長はどのよ

うにお考えか。

- (2) 聴覚障害の方も救急の際、手話通訳が必要となるケースが増えていくことが予想される。手話通訳者または手話通訳ができる職員が市立病院に常駐するなどの取組を、関係団体と協議して進めてはいかがか。

6 脱炭素社会の実現と石炭火力発電所の本格稼働の問題点について

- (1) 横須賀火力発電所では1月3日に1号機ボイラー建屋内の配管より潤滑油が漏れいし、消防局へ通報する事態が発生したとJERAの公式サイトにて報告されていた。私たちが調査したところ、昨年6月に稼働してから半年の間に、今回を含めて2回の119番通報があったことが判明した。いずれも軽微な事故とのことだが、地元住民の方々は不安を感じたと思われる。事業者としての地域に対する安全への姿勢が揺らぐことを懸念するが、市として、事業者の繰り返される事故と安全対策に対する姿勢について、どのように受け止めているのか。
- (2) 将来的に横須賀火力発電所では、燃料アンモニア混焼を進める可能性があるが、アンモニアは無色透明で強い刺激臭があり、大量に吸引すると呼吸困難や化学やけどを起こすことから、劇物に指定されている。取扱いに当たっては、地震や高潮・津波・洪水による設備被害を受けない安全設計が求められると同時に、漏れいした場合の処置についても、消防局をはじめ関係機関との情報連携が必要不可欠である。現時点で、どのような情報共有と連携体制が構築されているのか。
- (3) アンモニアや水素を発電燃料の主力とするようなことは、パリ協定の1.5℃目標と整合せず、将来的にも高コストとなり、かつ火力発電からの脱却をより遅らせることになる。化石燃料からの脱却と再生可能エネルギー及び省エネ化の取組の普及拡大を最優先すべきではないか。

7 原子力災害における対応と避難について

- (1) 本市では年に1回、米海軍、国も参加する日米合同原子力防災訓練を実施しており、その中には原子力規制庁や防災を所管する内閣府もプレイヤーとして入っている。この訓練は横須賀基地内に停泊中の原子力空母内でのごく軽度の被爆を想定したものだが、能登半島地震を受けて、被害想定などを再考する必要があるのではないか。
- (2) 放射性物質が外部に流出した場合、屋内退避が原則だが、活断層が多い三浦半島では家屋の倒壊が相次ぐことが予想される。自宅など建物への屋内退避ができない事態が数多く発生することを想定する必要があるのではないか。
- (3) 半島という地域特性を鑑みれば、道路が寸断されトンネルが不通となった場合、文字どおり陸の孤島となる場合を想定した避難手段を関係機関と講じるべきではないか。市長の御認識を伺う。
- (4) 本市では、原子力災害発生時に甲状腺被爆を防ぐ安定ヨウ素剤を備蓄している。原子力規制庁が発行している「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というマニュアルには、「安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要であり、平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある。また、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急時の配布手段の設定等の平時からの準備が必要となる。」と書かれている。「万が一の際」を考えて、本市でも安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを検討してはいかがか。
- (5) 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被爆の健康影響として、年齢が低いほど甲状腺がん等の発症のリスクが高くなると言われている。服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び乳幼児を含む未成年者であることから、少なくとも優先対象者には事前配布してはいかがか。

8 「重要土地利用規制法」について

- (1) 昨年末に指定候補が発表され、浦郷から米が浜までの北部・本町地域、観音崎、久里浜港から久里浜駅周辺の市街地が注視区域指定の候補となり、武山・長井地域は特別注視区域指定候

補に挙げられている。内閣府のホームページでは、注視区域・特別注視区域内で「機能阻害行為」が行われることを防止するために、それらの土地の利用状況を調査するとしている。「機能阻害行為」が行われた場合等には、土地等の利用者に対し、必要な措置を取るべき旨の勧告・命令を行うが、「機能阻害行為」については個別具体的に判断するとしていて、歯止めなしに基本的人権が抑制されるおそれがある。市民活動や基本的人権が脅かされ、住みにくいまちにならないように、特別注視区域だけではなく、注視区域の指定にも反対の表明をするべきだと考えるが、市長のお考えを伺う。

- (2) 市長は令和4年9月定例議会で、市民の自由な表現が守られない場合は「国に対して抗議をする」と答弁された。多くの市民が平和運動等で利用しているヴェルニー公園等について、今後「機能阻害行為」を理由に、国から使用させないよう協力要請等がされたとしても、使用許可を出さないといった事態にはならないと考えるが、改めて御認識を伺う。

9 PFAS流出の対応と原因究明について

- (1) 1月18日付の「米海軍横須賀基地のPFOS等に係る国からの説明について(第9報)」の中で、市は「サンプリングの分析結果について再度米側と調整してほしい」として数値を求めている。その後の国の動きについて進捗等があったのか。また、市は「それでも分析結果を出せないということであれば、米側の3条管理権により米海軍横須賀基地への立入りを認めてもらい、市独自でサンプリングが実施できるよう米軍と調整してほしい」と要望し、防衛省は「その可能性について模索する」と答えている。その後の動きについて伺う。
- (2) 市が言っている「米側の3条管理権」とはそもそもどのようなものであり、なぜ、これを根拠に市は立入りを求めたのか。
- (3) 現在、日本全国で基地以外の土地や河川からもPFASが発見され、大きな関心事となっており、基地であるか否かを問わず、原因究明が急がれる状況である。引き続き、国と在日米軍にPFASが流出した原因究明と公表を求めていただきたいが、

市長のお考えを伺う。

10 基地について

- (1) いつまでも「基地のあるまち」「原子力空母の母港」でよいはずがない。この際、国に対して、軍事力に頼るのではなく、対話による平和外交に転換するように提案するべきではないか。それが市民の命と暮らしを真に守る横須賀市長の責務ではないか。
- (2) 今年後半に原子力空母の交代が予定されている。能登半島地震を受けて原子力災害の不安や心配の声が上がる中、市として、今回の交代に市民の理解が得られているか確認する必要からも、市民の意見を聴くべきと思うが、この点についての市長のお考えを伺う。

11 旧軍港市転換法の理念について

- (1) 米海軍基地や自衛隊施設が、まちづくりに少なからず影響があることは事実である。国際情勢の推移や防衛施設の利用状況等を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を国に要請していくことは、基本構想・基本計画である「YOKOSUKAビジョン2030」にも明記しているが、市是である軍転換法の理念から乖離していく現在の情勢について、市長の率直なお考えを伺う。

12 被災時における職員体制と支援について

- (1) 能登半島地震では、多くの職員は自らも被災者でありながら、地域住民への支援を優先して日々の業務に臨んでいる。復興業務による負担が長期化することで、職員は疲労し、時に心身の体調不良を引き起こし、結果的に職場から離れてしまう職員が増える事態にもつながってしまう。災害時における自治体職員の働き方について、市長のお考えを伺う。

- (2) 会計年度任用職員は依然として横須賀市職員全体の約4割である。防災教育を受けられない会計年度任用職員が、市民から災害対応を求められても自分の業務外であり対応できないことは、課題であり、改善の必要がある。現在の体制では、複合災害が発生した場合などに、計画どおりの十分な支援が行き届かないおそれが生じるのではないかと危惧するが、市長はどのようにお考えか。